

お知らせ（器）012

平成27年9月18日

特定器材マスターの改定について

今般、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

記

平成26年3月5日付け厚生労働省告示第62号「別表 経過措置」に基づき特定器材コードの廃止（変更区分「9」：6コード）

平成27年9月30日廃止

特定器材 コード	特定器材名
710010738	植込型除細動器（3型・MRI対応型）・指定番号BZX00292
710010739	植込型除細動器（3型・MRI対応型）・指定番号BZX00294
710010741	植込型除細動器（5型・MRI対応型）・指定番号BZX00292
710010742	植込型除細動器（5型・MRI対応型）・指定番号BZX00294
710010744	両室ペーシング機能付き植込型除細動器・単極又は双極・MRI・指定
710010746	バルーン拡張型人工生体弁セット・指定番号